

グリーン住宅ポイント対象住宅証明書発行業務 料金表

●一戸建ての注文住宅／併用住宅

【税込】

申請条件		料金
通常申請		40,000円
評価書等のある場合※1	5-1 断熱等性能等級4、若しくは、5-2 一次エネルギー消費量等級4以上が確認できる評価書等	20,000円
	5-1 断熱等性能等級4及び5-2 一次エネルギー消費量等級4以上が確認できる評価書等	12,000円

●共同住宅等 ※ 2

【税込】

申請条件		料金
通常申請		基本料金＋戸あたり料金×対象住戸数 ・基本料金※ 3 100,000円 ・戸あたり料金 2,000円
評価書等のある場合※1	5-1 断熱等性能等級4、若しくは、5-2 一次エネルギー消費量等級4以上が確認できる評価書等	上記審査料金の10分の5の額※ 4
	5-1 断熱等性能等級4及び5-2 一次エネルギー消費量等級4以上が確認できる評価書等	上記審査料金の10分の3の額※ 4

- ※ 1 評価書等料金の適用は、5-1 断熱等性能等級4、若しくは、5-2 一次エネルギー消費量等級4以上が確認できる評価書等（設計住宅性能評価書、建設住宅性能評価書、フラット35S適合証明書、すまい給付金現金取得者新築対象住宅証明書、住宅性能証明書、低炭素建築物新築等計画認定通知書など）が添付される場合に限りです。
- ※ 2 共同住宅等において2住戸／棟までは一戸建ての住宅の料金に審査対象住戸数を乗じた額とします。
- ※ 3 共用部分を評価対象とする場合は、基本料金を100,000円を加算します。
- ※ 4 共同住宅等における評価書等のある場合の料金について、共用部分を評価している評価書等でない場合は、共用部分の料金は減額せず、100,000円とします。

注1 計画変更の評価料金は当初の申請で適用された料金の10分の5の額とします。ただし、共同住宅等の場合で、変更が一部住戸に限られる場合、一住戸あたり10,000円乗じた額とすることができます。

注2 再発行料金は一通につき5,000円とします。

注3 電子申請において、証明書の電子交付に加え、紙面による発行を希望する場合は、一回の申請につき1,500円を加算するものとします。